

武蔵村山市子どもの貧困対策に係る施策及び事業一覧

子供の未来応援運動

子供の未来応援プロジェクト掲載施策

1 教育の支援

番号	支援施策名	施策概要	主な対象
1	小中学校特進講座	市内小・中学校の放課後の補習時間に、1校につき2人の塾講師を派遣し、発散的な学習に関わる指導支援を行う。	生活困窮者、その他
2	適応指導・教育相談の充実	児童・生徒や保護者のなやみや課題にきめ細かく対応していくため、適応指導教室や教育相談室の機能を強化するとともに、各小・中学校に配置しているスクールカウンセラーを中心に、適応指導・教育相談体制の充実を図る。また、スクール・ソーシャル・ワーカー*を配置することにより、関係機関相互の調整・連携を図り、学校だけでは対応が困難な事例等に対応する。	生活困窮者、その他
3	開かれた学校づくりの推進と学校経営の充実	保護者や地域の願いを受け止め、ともに子どもを育てるという視点に立った学校づくりを進めるため、コミュニティ・スクール、学校評価制度等を活用して意見を反映させるとともに、学校公開及び学校ホームページによる教育活動や学校経営方針の公開・公表を積極的に推進する。	生活困窮者、その他
4	母子父子寡婦福祉資金貸付金	ひとり親家庭や女性の方々が経済的に自立して、安定した生活を送るために必要とする資金の貸付けを行う	生活保護世帯、ひとり親世帯、生活困窮者、その他
5	特別支援教育就学奨励費負担等	武蔵村山市立の小中学校及び中学校に設置されている特別支援学級（通級学級を除く。）に在籍する児童又は生徒を有する保護者に対し、学校給食費、通学費、学用品費、修学旅行費、校外活動費などの費用の一部を補助します。（収入制限あり。）対象者には、6月上旬頃に学校からお知らせや申請書を配布いたしますので、記入後に学校へ提出してください。	生活困窮者、その他

番号	支援施策名	施策概要	主な対象
6	高校生等奨学給付金	学校教育法第1条で規定する高等学校若しくは高等専門学校又は特別支援学校の高等部に在学又は入学するかたで、向学心おう盛で、かつ経済的理由により修学困難なかたに奨学資金（月額5,000円）を支給します。対象は、申請日の6ヶ月前から引き続き市内に住所を有し、住民基本台帳に記録されているかたです。毎年11月から1月の間に募集をします。申請書は、市立中学校に備えてあり、学校を経由して申請することになります。	生活保護世帯、ひとり親世帯、生活困窮者、その他
7	義務教育段階の就学援助	経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対して、学用品費、給食費などの補助を行います。対象は、市内に住所があり、小学校及び中学校に在学する児童・生徒を有する保護者で、世帯全員の所得が毎年定める基準所得以下のかたになります。申請の際には、所得の証明（源泉徴収票や確定申告書の写し等）、家賃支払い証明書、印鑑、口座番号等振込先のわかるもの、個人番号カード又は通知カード、運転免許証などの官公庁が発行している顔写真付の書類などが必要となります。	生活保護世帯、ひとり親世帯、生活困窮者、その他
8	受験生チャレンジ支援貸付事業	利用要件を満たす中学3年生・高校3年生又はこれに準じるお子様の塾費用、高校・大学等の受験料を、無利子でお貸しする制度です。返済免除申請制度もあります。	生活困窮者、その他
9	被保護者自立促進事業	被保護者又は被保護世帯の自立を図ることを目的に、小中学生及び高校生のいる生活保護受給者世帯に対する学習塾等の費用（小中学生のみ）の支給や就職活動をする被保護者に活動用のスーツ代等を支給しています。	生活保護世帯
10	生活保護受給世帯の子どもの学習塾等費用の収入認定除外	生活保護世帯の小・中・高校生の奨学金、アルバイト収入を学習塾等の費用に充てる場合には収入認定から除外しています。	生活保護世帯

番号	支援施策名	施策概要	主な対象
11	生活保護世帯の高校生等のアルバイト収入等の収入認定除外	生活保護世帯の小・中・高校生の奨学金、アルバイト収入を学習塾等の費用に充てる場合には収入認定から除外しています。	生活保護世帯
12	生活保護制度に係る高等学校等就学費の支給	生活保護を受給している世帯であって、高等学校等に就学し卒業することが当該世帯の自立助長に効果的であると認められる場合に、原則として当該学校における正規の就学年限に限り、授業料や入学料及び入学考査料等を支給します。 また、生活保護を受給しているひとり親家庭の親に対して、一定の要件の下、高等学校等就学費を支給します。	生活保護世帯
13	私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助	私立幼稚園若しくは幼稚園類似の幼児施設（私立の特定教育・保育施設に該当するものを除く。）に在籍する幼児の保護者又は私立の特定教育・保育施設に在籍する小学校就学前子どもの保護者に対し私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金を交付することにより保護者の負担を軽減し、もって幼児教育の振興と充実を図る	生活保護世帯、ひとり親世帯、生活困窮者、その他
14	幼児教育の無償化に向けた取組の段階的推進（幼稚園就園奨励費補助）	私立幼稚園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する施設型給付費の支給を受けるものは除く。）に在籍する幼児の保護者に対し私立幼稚園就園奨励費補助金を交付することにより保護者の負担を軽減し、もって幼児教育の振興を図ることを目的とする。	生活保護世帯、ひとり親世帯、生活困窮者、その他
15	幼児教育の無償化に向けた取組の段階的推進（利用者負担額の軽減）	子ども・子育て支援新制度における幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額については、世帯の所得の状況を勘案して設定することとしており、特に低所得世帯、多子世帯の負担軽減を図る。	生活保護世帯、ひとり親世帯、生活困窮者、その他

番号	支援施策名	施策概要	主な対象
16	実費徴収に係る補足給付事業	子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に規定する小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの保護者のうち、生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯のいずれかに属する者に対し、給食費、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用の一部を支給するもの。	生活保護世帯、生活困窮者、その他

2 生活の支援

番号	支援施策名	施策概要	主な対象
1	保健指導票の交付	経済的な理由で、医療機関での保健指導を受けることが困難な妊産婦や乳幼児のかたのために、契約医療機関で受診できる保健指導票の交付を行います。	生活保護世帯、生活困窮者、その他
2	母子栄養強化事業	経済的な理由により、栄養の強化が困難な妊婦、産婦や乳児に対して、栄養強化食品（粉ミルク）の支給を行います。	生活保護世帯、生活困窮者、その他
3	子育て短期支援事業	児童を養育している保護者が、疾病等の事情により、家庭における児童の養育が困難となった場合に、保護者に代わって一時的に児童を預かる	生活保護世帯、ひとり親世帯、生活困窮者、その他
4	母子父子寡婦福祉資金貸付金	ひとり親家庭や女性の方々が経済的に自立して、安定した生活を送るために必要とする資金の貸付けを行う	生活保護世帯、ひとり親世帯、生活困窮者、その他
5	養育支援訪問事業	育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、育児・家事の援助や具体的な養育に関する指導助言等を訪問により行う	生活保護世帯、ひとり親世帯、社会的養護の施設等退所者、生活困窮者、その他

番号	支援施策名	施策概要	主な対象
6	被保護者自立促進事業	被保護者又は被保護世帯の自立を図ることを目的に、小中学生及び高校生のいる生活保護受給者世帯に対する学習塾等の費用（小中学生のみ）の支給や就職活動をする被保護者に活動用のスーツ代等を支給しています。	生活保護世帯
7	生活困窮者住居確保給付金	離職などにより住居を失ったかた、又は失うおそれの high かたには、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。 ※一定の資産収入等に関する要件を満たしているかたが対象です。	ひとり親世帯、生活困窮者、その他
8	幼児教育の無償化に向けた取組の段階的推進（幼稚園就園奨励費補助）	再掲（教育の支援 14）	
9	幼児教育の無償化に向けた取組の段階的推進（利用者負担額の軽減）	再掲（教育の支援 15）	
10	実費徴収に係る補足給付事業	再掲（教育の支援 16）	
11	ひとり親家庭等日常生活支援事業	就業等により日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して、一定の期間、ホームヘルパーを派遣して日常生活の世話等必要な援助を行う。	ひとり親世帯

3 親の就労支援

番号	支援施策名	施策概要	主な対象
1	被保護者自立促進事業	再掲（教育の支援 9）	
2	生活保護制度に係る被保護者就労支援事業	被保護者の自立の促進を図ることを目的とし、被保護者の就労の支援に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行います。	生活保護世帯

番号	支援施策名	施策概要	主な対象
3	生活保護制度に係る高等学校等就学費の支給	再掲（教育の支援 12）	
4	自立支援教育訓練給付金事業	就業に必要な教育訓練のための講座を受講する母子家庭の母又は父子家庭の父に対して自立支援教育訓練給付金を支給することにより母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援し、もって母子家庭又は父子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。	ひとり親世帯
5	生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者を早期に把握し、多様で複合的な課題を解きほぐしながら、本人の状況に応じて支援を行うことにより、生活困窮状態からの脱却を図るものです。支援に当たり、生活困窮者の思いや気持ちを共感的に受容し、寄り添いながら、包括的に対応していくことが必要となります。	生活困窮者、その他
6	生活保護制度に係る就労自立給付金	保護受給中の就労収入のうち、収入認定された金額の範囲内で別途一定額を仮想的に積み立て、安定就労の機会を得たこと等により保護廃止に至った際に単身世帯は 10 万円、多人数世帯は 15 万円を上限に支給します。	生活保護世帯
7	高等職業訓練促進給付金等事業	母子家庭の母又は父子家庭の父の就職活動を容易にし、かつ、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間のうち一定の期間について高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、当該養成訓練を修了した場合においては養成機関への入学時における負担を考慮した高等職業訓練修了支援給付金を支給することにより、受講期間の生活の負担の軽減と資格の取得の容易化を図り、もって母子家庭又は父子家庭の自立を促進することを目的とする。	ひとり親世帯

4 その他

番号	支援施策名	施策概要	主な対象
1	自立支援教育訓練給付金事業	再掲（教育の支援 4）	
2	児童扶養手当	父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、又は20歳未満で政令の定める程度の障害の状態にある者）が育成される家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と、自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する。	ひとり親世帯
3	児童育成手当	父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）が育成される家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と、自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する。	ひとり親世帯
4	生活困窮者自立相談支援事業	再掲（親の就労支援 5）	
5	高等職業訓練促進給付金等事業	再掲（親の就労支援 7）	

武蔵村山市 子ども・子育て支援事業計画

(平成27年度～平成31年度)

～みんなで子育て、支えあい、うるおいのあるまち武蔵村山市～

(抜粋)



平成27年3月

武蔵村山市



目 次

第1章 計画の概要	
第1節 計画策定の背景・趣旨	3
第2節 計画の性格と位置付け	5
第3節 計画の期間	7
第4節 計画策定の体制	7
第2章 子ども・子育てに関する現状等	
第1節 地域の概要	11
第2節 ニーズ（アンケート）調査結果の要点	17
第3節 「次世代育成支援行動計画」の評価	47
第3章 計画の基本的な考え方	
第1節 計画の基本理念	59
第2節 計画の基本目標	60
第3節 計画の展開（施策の体系）	62
第4節 施策方向の事業一覧	63
第5節 「区域」設定の考え方	69
第4章 計画の内容（基本計画）	
第1節 子育て家庭の支援	73
第2節 母子の健康の確保と増進	79
第3節 教育環境の整備	83
第4節 子育てを支援する安全・安心な生活環境の整備	89
第5節 支援が必要な子どもと家庭への取組の推進	93
第6節 ニーズ量と確保方策	97
第5章 計画の推進	
第1節 推進体制の整備	105
第2節 市民との協働	106
資料編	
1 武蔵村山市子ども・子育て会議条例	109
2 武蔵村山市子ども・子育て会議委員名簿	111
3 武蔵村山市子ども・子育て会議開催経過	112
4 武蔵村山市子ども・子育て支援事業検討委員会設置要綱	115
5 武蔵村山市子ども・子育て支援事業検討委員会委員名簿	117
6 武蔵村山市子ども・子育て支援事業検討委員会開催経過	118
7 用語解説	119
8 年齢区分別の人口の推移と将来推計	124

第4章 計画の内容（基本計画）

第1節 子育て家庭の支援

1-1 地域での子育て家庭の支援

新たに始まる「子ども・子育て支援新制度」により、延長保育事業を実施する認可保育所を増やしていくなど保育事業の充実を図るとともに、多様な子育て支援サービスの提供体制を整備し、就労形態の多様化や母親の就労意向の増加等による保育ニーズに対応していきます。

また、「子ども家庭支援センター」や「子育てセンター」による情報提供、相談機能を充実するとともに、子育て支援のネットワークづくり、児童の健全育成に向けた取組も推進していきます。

(1) 子育て支援サービスの充実

項目番号	事業	事業内容	現状 H26年度	目標 H31年度
1	認可保育所による通常保育事業	保護者の就労等により家庭での保育が欠ける場合、保育を実施する。	実施中 13か所	継続 13か所
2	低年齢児保育事業	3歳未満児保育を実施する。	実施中 13か所	継続 13か所
3	家庭的保育事業	家庭的保育者（市長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者）が、認可保育所から技術的な支援を受けながら自宅等で保育を実施する。	実施中 1か所	継続 1か所
4	認証保育所事業	保育ニーズの多様化に対応するため、東京都が認証した認証保育所の活用を図る。	実施中 1か所	継続 1か所
5	幼稚園における預かり保育事業	早朝、延長、長期休暇の預かり保育を実施する。	実施中 4か所	継続 4か所
6	認定こども園	認可保育所の保育機能と幼稚園の幼児教育機能を一体的に提供する。	未実施	実施 1か所
7	延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応し、延長保育を実施する。	実施中 10か所	充実 13か所
8	トワイライトステイ事業	保護者の就労等により、平日の夜間又は休日に家庭での保育が欠ける場合、保育を実施する。	未実施	実施 1か所
9	休日保育事業	保護者の就労等により、日曜日や祝日の日中に家庭での保育が欠ける場合、保育を実施する。	未実施	実施 1か所

項目	事業	事業内容	現状 H26 年度	目標 H31 年度
10	病児・病後児保育事業	病児保育を新たに実施し、事業の充実を図るとともに、現在実施している病後児保育についても対象者の拡大を検討する。	病児保育 未実施 病後児保育 1 か所	病児保育 1 か所 病後児保育 1 か所
11	一時預かり事業	保護者の疾病等による緊急時や、保護者の断続的・短時間就労等の就労形態の多様化に伴い、一時的に児童を保育する。	実施中 4 か所	継続 4 か所
12	ショートステイ事業	保護者が疾病等により、児童を家庭で養育できない場合、施設等で短期間(7 日以内)児童を預かる。	実施中 1 か所	継続 1 か所
13	子育てセンター事業	市が指定した認可保育所で、子育てに関する相談や啓発活動、子育てサークルの育成・活動支援などの事業を実施する。	実施中 4 か所	継続 4 か所
14	子どもカフェ事業	乳幼児とその保護者が自由に集える環境を整えるための費用の補助を行う。	実施中 1 か所	継続 1 か所
15	ファミリー・サポート・センター事業	仕事と育児の両立のため、緊急時等の相互援助を会員組織により実施する。	実施中 1 か所	継続 1 か所
16	子ども家庭支援センター事業	要支援家庭をサポートする先駆型の子ども家庭支援センターとして、子どもと子育て家庭の支援に関する総合相談、在宅サービスの提供などの事業を実施する。	実施中	継続
17	民生・児童委員	各地域で住民の支援や相談に応ずるなどの民生・児童委員の活動を支援する。	実施中	継続

(2) 情報提供及び相談機能の充実

項目 番号	事業	事業内容	現状 H26 年度	目標 H31 年度
13	子育てセンター事業 (再掲)	市が指定した認可保育所で、子育てに関する相談や啓発活動、子育てサークルの育成・活動支援などの事業を実施する。	実施中 4 か所	継続 4 か所
18	子育て支援情報の提供	市報や市ホームページを活用したサービスの周知を図るとともに、子育てに関する情報を集約した小冊子を作成し、児童の保護者に提供する。	実施中	継続

項目	事業	事業内容	現状 H26年度	目標 H31年度
19	幼稚園における相談 情報提供等事業	保護者から子育てに関する相談に応じ、随時必要な情報の提供及び助言を行う。	実施中	継続
20	乳幼児育成指導事業	個別相談やグループ支援を通じて、保護者が抱える育児不安やストレスに対し、自ら問題解決に取り組めるよう支援を行う。また、保護者同士の支え合い意識の醸成、母子（父子）の孤立化や虐待を未然に防ぐなど、児童の心身の健全な育成発達の助長を行う。対象：0歳～就学前	実施中	継続

（3）子育て支援のネットワークづくり

項目 番号	事業	事業内容	現状 H26年度	目標 H31年度
13	子育てセンター事業 (再掲)	市が指定した認可保育所で、子育てに関する相談や啓発活動、子育てサークルの育成・活動支援などの事業を実施する。	実施中 4か所	継続 4か所
16	子ども家庭支援センター事業(再掲)	要支援家庭をサポートする先駆型の子ども家庭支援センターとして、子どもと子育て家庭の支援に関する総合相談、在宅サービスの提供などの事業を実施する。	実施中	継続

（4）児童の健全育成

項目 番号	事業	事業内容	現状 H26年度	目標 H31年度
21	村山っ子相撲大会事業	小学生の心身の健全育成を図るため、「村山っ子相撲大会」を開催する。	実施中	継続
22	百人一首大会事業	百人一首の楽しさを伝えるとともに、日本のよき伝統文化に触れることにより、子どもたちの豊かな心を育てることを目的として、小・中学生を対象に百人一首大会を実施する。	実施中	継続
23	青少年問題協議会	青少年健全育成基本方針に基づき、年度ごとに青少年健全育成重点施策を策定する。	実施中	継続

項目 番号	事業	事業内容	現状 H26年度	目標 H31年度
24	青少年補導連絡会	青少年問題協議会で定めた施策に基づき、青少年の動向把握、環境浄化活動、街頭補導活動などを実施し、青少年の健全育成を図る。	実施中	継続
25	青少年対策地区委員会	青少年問題協議会で定めた施策に基づき、地域社会の力を結集し、青少年の健全育成を図る。	実施中	継続
26	青少年健全育成協力店指定制度	青少年の非行の防止その他青少年の健全な育成に資する取組を積極的に推進する店舗等を青少年健全育成協力店として指定し、地域と一体となった青少年の環境の整備を推進する。	実施中	継続
27	北多摩地区保護観察協会	北多摩地区の17市で構成し、犯罪予防、更生活動及び地域社会の環境浄化に取り組んできた北多摩地区保護観察協会の活動を支援する。	実施中	継続
28	北多摩西地区保護司会武蔵村山分区補助金	青少年の犯罪の予防、保護観察研修会及び更生活動等を行っている北多摩西地区保護司会武蔵村山分区へ活動費の一部の補助を行う。	実施中	継続
29	社会を明るくする運動推進委員会	地域住民の理解と協力により、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人や非行に陥った少年の更生を支えることを目的に運動を実施している社会を明るくする運動推進委員会の活動を支援する。	実施中	継続
30	少年・少女スポーツ大会	少年少女の体力的、精神的な育成を目的に、少年野球大会、少年少女サッカー大会、少年少女ドッジボール大会を開催する。	実施中	継続
31	スポーツ少年団創設事業	青少年の健全育成を目的とした「(仮称)スポーツ少年団」を創設する。	未実施	実施
32	子どもの健全育成サポート事業	いじめの問題、薬物の問題など青少年の健全育成に関する講座を実施する。	実施中	継続

1 - 2 仕事と子育ての両立

子育て中の男女の多様な働き方や父親の子育て参画の促進などについて、企業の理解と協力を求めていくとともに、男女共同の家庭づくりの重要性を啓発し、男性の家事参加の促進を図ります。

また、ハローワーク（公共職業安定所）、東京しごとセンター、東京都労働情報センター、雇用・能力開発機構など関係機関との連携を強化し、就職・再就職を支援していきます。

(1) 仕事と子育ての両立の推進

項目 番号	事業	事業内容	現状 H26 年度	目標 H31 年度
33	男女共同参画促進のための啓発事業	男女共同参画計画に基づく、男女共同参画促進のためのフォーラムや講座の開催、情報誌の発行、パンフレットの作成等を行う。	実施中	継続

(2) 父親の子育て参加の促進

項目 番号	事業	事業内容	現状 H26 年度	目標 H31 年度
33	男女共同参画促進のための啓発事業(再掲)	男女共同参画計画に基づく、男女共同参画促進のためのフォーラムや講座の開催、情報誌の発行、パンフレットの作成等を行う。	実施中	継続

(3) 就職・再就職への支援の充実

項目 番号	事業	事業内容	現状 H26 年度	目標 H31 年度
34	ハローワーク求人情報の提供	ハローワーク及び東京しごとセンターとの連携のもと、就職支援情報やパンフレット等の提供を行う。また、東京都労働相談情報センターと連携し、就職・再就職への情報収集を支援する環境整備を行う。	実施中	継続
35	求人情報相談	子育て家庭をはじめ、求職者に対してハローワーク、東京しごとセンター、東京都労働相談情報センター等で実施する相談業務の周知、紹介を行う。	実施中	継続
36	資格・技能情報の収集と提供	就職・再就職を支援するために、高齢・障害・求職者雇用支援機構、東京しごとセンター等が実施する能力開発事業、資格取得等の支援事業の周知、案内・紹介を行う。	実施中	継続
37	転職・再就職講座の開催	東京しごとセンター、東京都労働相談情報センター、高齢・障害・求職者雇用支援機構等が実施する転職・再就職講座の周知、案内・紹介を行うとともに、関係機関との共催による講座を開催する。	実施中	継続
38	国・東京都の機関との連携	ハローワーク、東京しごとセンター、東京都労働相談情報センター、高齢・障害・求職者雇用支援機構など、国・東京都の機関との連携を強化し、就職・再就職活動への支援、環境整備に努める。	実施中	継続

1 - 3 子育て家庭への経済的支援の充実

子どもの医療費の助成、養育費・教育費の負担軽減など、経済面から子育て家庭を支援する取組を進めていきます。

項目番号	事業	事業内容	現状 H26年度	目標 H31年度
39	児童手当	家庭における生活の安定と次代を担う児童の健全育成及び資質の向上を図るため、中学校3年生までの児童を養育している保護者等に手当を支給する。	実施中	継続
40	子どもの医療費助成事業	就学前児童の保険診療に係る医療費の自己負担分及び入院時の食事分を助成する。また、6歳に達する日の翌日以後の4月1日から15歳に達する日以後の3月31日までの義務教育就学中の児童の保険診療に係る医療費の一部を助成する。	実施中	継続
41	私立幼稚園就園奨励費補助金	私立幼稚園等に通園する園児の保護者に対し、補助金を交付することによって幼児教育の振興を図る。	実施中	継続
42	出産育児一時金	国民健康保険の被保険者が出産した場合、出産育児一時金を支給する。(他の健康保険に加入している場合は、加入している健康保険から支給される。)	実施中	継続
43	就学援助費支給事務	経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学用品費、給食費等の補助を行う。	実施中	継続
44	奨学資金	学校教育法第1条に規定する高等学校等に在学し、向学心旺盛にして、かつ、経済的理由により修学困難な者に修学上必要な資金を支給する。	実施中	継続
45	私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金	私立幼稚園等に通園する園児の保護者に対し、補助金を交付することによって保護者の負担軽減を図る。	実施中	継続
46	生活保護受給世帯に対する健全育成経費交付事業	被保護世帯に属する児童・生徒に対し、健全育成経費を交付する。	実施中	継続
47	被保護者自立促進事業	次世代育成の観点から、自立支援プログラムに基づき学習塾等への通塾や、夏季・冬季講座、通信講座、補習講座等の受講等により、在宅での学習環境を整える必要が認められる生活保護法に基づく被保護世帯の児童・生徒を対象とし、その経費の一部を支給する。	実施中	継続
48	認証保育所等利用者負担軽減補助金	認証保育所及び家庭的保育者の利用者に対して保育料の一部の補助を行う。	実施中	継続

第2節 母子の健康の確保と増進

2-1 母と子の健康づくり

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、妊産婦健康診査、妊産婦・新生児訪問指導、乳幼児健診等の充実を図ります。

また、食を通じた豊かな人間性の形成、家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保健分野と教育分野が連携した食育を推進していきます。

(1) 疾病予防・健康増進事業の推進

項目番号	事業	事業内容	現状 H26年度	目標 H31年度
49	健康づくり推進協議会	市民健康づくり推進協議会を開催し、生活習慣病予防、健診事業、健康コーナー等について協議する。	実施中	継続
50	イベントへの健康コーナーの設置	ポスターやパネル等を活用して、多くの市民に母子保健事業や子どもの成長を社会全体で支え合う必要性を具体的に紹介する。	実施中	継続
51	母子健康手帳の交付及び活用	妊産婦健康診査、乳幼児健康診査の結果等を記載し、後の保健指導等の参考とする。また、手帳の交付は母子保健事業の起点と捉え、面接等による要支援家庭の把握に努める。	実施中	継続
52	パパとママのママニティークラス（母親学級）	妊産婦、配偶者等を対象に、妊娠・出産・産褥期の特徴と健康管理、新生児期の育児等についての講義と実習を行う。また、妊婦を対象に歯科健康診査を行う。	実施中	継続
53	妊産婦健康診査	妊婦の健康管理を助け、妊婦及び乳幼児の死亡率低下、障害発生の予防等を図るために、妊産婦健康診査を実施する。	実施中	継続
54	先天性代謝異常等検査	生後5日目～7日目の新生児を対象に、早期発見、早期治療により知的障害などを防ぐ可能性が高い病気(フェニルケトン尿症等の代謝異常及び先天性甲状腺機能低下症など)のスクリーニング検査を行う。	実施中	継続

項目	事業	事業内容	現状 H26 年度	目標 H31 年度
55	妊産婦・新生児訪問指導	妊産婦・新生児等に対し、助産師又は保健師等が訪問し、妊産婦の健康状態、新生児の発育・疾病予防等について、指導助言を行う。	実施中	継続
56	乳幼児健康診査	身体発育、運動機能、精神発達の状況等を診査し、栄養、歯科、育児等に関する指導を実施する。なお、乳幼児健康診査は、3～4 か月児、1 歳6 か月児、3 歳児において実施する。	実施中	継続
57	精密健康診査	妊婦健康診査、乳幼児健康診査の結果異常があり、精密健康診査の必要が認められた妊婦、乳幼児に対して公費負担で精密健康診査を行う。	実施中	継続
58	予防接種	予防接種法に基づく定期予防接種、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に基づく結核検診を実施し、感染症等の予防に努める。	実施中	継続
59	子どもの栄養と歯科相談	乳幼児を対象とした離乳食の進め方や、歯みがき、むし歯予防等の相談を行う。また、食物アレルギーに対する相談も行う。	実施中	継続
60	乳幼児歯科健康教室（かむかむキッズ）	10 か月児から1 歳6 か月児の乳幼児を対象に、初期のむし歯予防を目的とした食事のポイント、おやつを試食、歯みがき等について講話を行う。	実施中	継続
61	乳幼児歯科相談	主に1 歳前後～4 歳児の乳幼児を対象に、歯科健診や歯みがきの相談を定期的に実施する。	実施中	継続

（2）妊娠・出産・育児に関する家庭支援

項目 番号	事業	事業内容	現状 H26 年度	目標 H31 年度
20	乳幼児育成指導事業（再掲）	個別相談やグループ支援を通じて、保護者が抱える育児不安やストレスに対し、自ら問題解決に取り組めるよう支援を行う。また、保護者同士の支え合い意識の醸成、母子（父子）の孤立化や虐待を未然に防ぐなど、児童の心身の健全な育成発達の助長を行う。対象：0 歳～就学前	実施中	継続
51	母子健康手帳の交付及び活用（再掲）	妊産婦健康診査、乳幼児健康診査の結果等を記載し、後の保健指導等の参考とする。また、手帳の交付は母子保健事業の起点と捉え、面接等による要支援家庭の把握に努める。	実施中	継続

項目	事業	事業内容	現状 H26年度	目標 H31年度
53	妊産婦健康診査(再掲)	妊婦の健康管理を助け、妊婦及び乳幼児の死亡率低下、障害発生の予防等を図るために、妊産婦健康診査を実施する。	実施中	継続
56	乳幼児健康診査(再掲)	身体発育、運動機能、精神発達の状況等を診査し、栄養、歯科、育児等に関する指導を実施する。なお、乳幼児健康診査は、3～4か月児、1歳6か月児、3歳児において実施する。	実施中	継続
62	保健指導票の交付	経済的な理由で医療機関での健康診査を受けることが困難な妊産婦や乳幼児に対して、保健指導票の交付を行う。	実施中	継続
63	妊娠高血圧症候群等医療費助成	妊産婦の死亡や未熟児、心身障害児の発生の原因ともなる妊娠高血圧症候群等について、必要な医療給付を行う。	実施中	継続
64	入院助産	分娩費用の支払が困難な者を助産施設に措置する。	実施中	継続
65	母子栄養強化食品の支給	経済的な理由によりミルクの購入が困難な妊産婦及び乳児に対して、粉ミルクの支給を行う。	実施中	継続
66	育児支援ヘルパー事業	出産後間もないため家事や育児が困難な家庭に対して、訪問して身の回りの世話や育児を行う。	実施中	継続

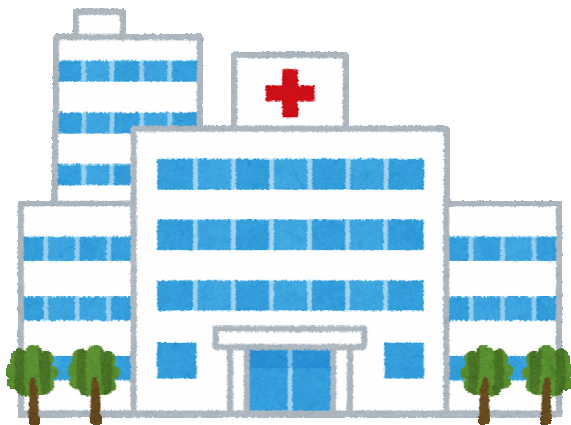
(3) 食育の推進

項目 番号	事業	事業内容	現状 H26年度	目標 H31年度
67	離乳食教室(初期・中期)	4か月～8か月頃の乳児の保護者を対象に、試食や調理実習を通して離乳食の進め方を学ぶ教室を実施する。	実施中	継続
68	学校給食	郷土食・行事食献立の実施及び地場農産物の利用を推進するとともに、給食だよりや毎月の予定献立表の紙面、給食試食会等を通じ、食に関する指導及び情報提供を行う。	実施中	継続

2 - 2 小児医療の充実

地域の“かかりつけ医”を持つよう奨励するとともに、関係機関との連携による小児初期救急や休日等の医療体制を確保し、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境づくりを進めます。

項目番号	事業	事業内容	現状 H26年度	目標 H31年度
69	小児初期救急平日準夜診療事業	市が担う一次救急医療として、平日の準夜帯に小児急病患者的の診療を実施する。	実施中	継続
70	休日急患診療事業	休日・祝日及び年未年始における急病患者的の診療を実施する。	実施中	継続
71	休日準夜急患診療事業	休日及び祝日の準夜における急病患者的の診療を実施する。	実施中	継続
72	休日歯科急患診療事業	休日及び年未年始における急病患者的の診療を実施する。	実施中	継続



第3節 教育環境の整備

3 - 1 学校教育の充実

子どもが個性を發揮し、のびのびとゆとりある生活を送れるよう、個性ある教育の推進と基礎学力の向上を図るとともに、学校教室等の開放をはじめ、地域と学校の連携を強化する取組を推進します。

また、「教育相談室」や「適応指導教室」によるいじめ、不登校等への支援を行います。

(1) 確かな学力、豊かな心や健やかな体の育成

項目 番号	事業	事業内容	現状 H26年度	目標 H31年度
44	奨学資金(再掲)	学校教育法第1条に規定する高等学校等に在学し、向学心旺盛にして、かつ、経済的理由により修学困難な者に修学上必要な資金を支給する。	実施中	継続
73	学校週5日制対応事業	学校週5日制を有効活用するために、子どもたちに体験活動や学習活動の場を提供する。	実施中	継続
74	帰国子女等指導事業	外国から帰国又は来往した児童・生徒が、日本の社会生活に適應できるよう、小学校に設置された日本語学級に帰国子女指導員を配置し、日本語の指導及び生活指導を実施する。	実施中	継続
75	学校プール指導事業	学校プールに補助員を配置し、児童の安全確保、水泳技術の習得及び体力の向上を図る。	実施中	継続
76	小中学校健全育成事業	小中学校における健全育成事業を円滑に推進するために、各校に奨励費を交付する。	実施中	継続
77	公立中学校総合体育大会	生徒の体力向上及び豊かな人間形成を図るため、中学校の総合体育大会を実施する。	実施中	継続
78	鑑賞教室	日頃接することの少ないオーケストラの生演奏を聴き、音楽の美しさを味わうことや観劇により豊かな心情を育てるために実施する。	実施中	継続

項目	事業	事業内容	現状 H26 年度	目標 H31 年度
79	部活動補助事業	心身ともに発育成長期の生徒の人格形成に大きな影響を及ぼす部活動の円滑な運営を図るため、必要な助成を行う。	実施中	継続
80	連合行事運営事業	図画工作、書道等の展示会や、管弦打楽器講習会を開催し、児童・生徒の学習意欲の向上を図る。	実施中	継続
81	野山北公園内水稲栽培	自然体験・勤労体験学習及び児童の健全育成の一環として、野山北公園内学習田で水稲栽培を実施する。	実施中	継続
82	外国青年英語教育推進事業	英語科の授業及び特別活動での英語教育を推進するため、各中学校に補助教員として外国青年を配置し、英語教育の充実を図る。また、小学校における国際理解教育を推進するため各小学校に派遣を行う。	実施中	継続
83	武蔵村山市教育のつどい	児童・生徒のスポーツ、文化活動の活躍や善行を表彰するとともに、児童・生徒が自ら体験の中で考えたり、感じたりしたことを発表しあい、よりよい生き方について学ぶ。また、教職員、保護者、地域の人たちが一体となって児童・生徒を育てる環境づくりについて考える機会として、教育のつどいを開催する。	実施中	継続
84	中学校区実践活動推進事業	小中学校が連携して行う市立中学校区教育推進協議会の活動に対して、奨励費を交付する。	実施中	継続
85	修学旅行・移動教室保護者負担軽減事業	学校外に教育の場を求めて行われる修学旅行及び移動教室の教育活動に対して、宿舍借上料の一部を補助し、保護者の負担軽減を図る。	実施中	継続
86	健康診断事業	学校保健安全法第 11 条から 18 条まで、学校保健安全法施行規則第 3 条から第 17 条までの規定に基づき、次年度就学予定者、市内各小中学校の児童・生徒及び教職員を対象に健康診断を実施する。	実施中	継続

(2) 信頼される学校づくり

項目 番号	事業	事業内容	現状 H26 年度	目標 H31 年度
87	学校教室等開放	学校の教室等を地域住民に開放し、学校を身近な学習・文化・交流の場として活用することにより、社会教育の更なる推進及び学校と地域住民の協力関係の理解と強化を図る。	実施中	継続

項目 番号	事業	事業内容	現状 H26 年度	目標 H31 年度
88	小学校補助教員派遣 事業	小学校の補助教員を配置し、児童一人ひとりに目の行き届いた教育の実現を図る。	実施中	継続
89	各種研修会	教員の資質向上と、より教育水準を高めることを目的として、各種研修会を実施する。	実施中	継続
90	研究紀要の作成	教員の研究成果等を冊子にまとめ、関係機関等へ配布し、教育振興に役立てる。	実施中	継続
91	小中学校教育研究会 奨励事業	小中学校の教育振興と教員の資質向上を目的として、全教員で組織された研究会が行う研究活動に対して、奨励費を交付する。	実施中	継続
92	市立学校校内研究奨 励事業	小中学校における研究課題に基づいた校内研究活動に対し、助成を行う。また、特色ある教育及び学校づくりを推進するため、奨励費を交付する。	実施中	継続
93	学校施設整備事業	小中学校の校庭の芝生を維持管理することにより、児童の体力向上と環境教育の充実を図る。	実施中	継続
94	コミュニティ・スク ールの活用	保護者や地域の意見を学校運営に反映し、地域に開かれ、信頼される学校づくりを進めていく。	実施中	継続

(3) いじめ・不登校等への取組

項目 番号	事業	事業内容	現状 H26 年度	目標 H31 年度
95	教育相談室	不登校など、児童・生徒の心の問題解決のため、教育相談室(心の教室、カウンセリングルーム、教育センター)などの施設において相談を実施する。	実施中	継続
96	適応指導教室	学校に行けない児童・生徒に対して、学習指導等を行い、学校生活への復帰を支援する。	実施中	継続
97	スクールカウンセラ ーの配置	不登校やいじめ、暴力等の問題を未然に防止するとともに、学校生活や友人関係などに関する心理的相談を通して、学校への適応を図るため、スクールカウンセラーを配置する。	実施中	継続

3 - 2 幼児教育の充実

幼児教育を充実する観点から、私立幼稚園に関する補助を行うとともに、保育機能と幼児機能を一体的に提供する「認定こども園」を整備します。

また、私立幼稚園、認可保育所等と小学校との間で、円滑な接続と連携を図る取組を行います。

項目番号	事業	事業内容	現状 H26年度	目標 H31年度
41	私立幼稚園就園奨励費補助金(再掲)	私立幼稚園等に通園する園児の保護者に対し、補助金を交付することによって幼児教育の振興を図る。	実施中	継続
45	私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金(再掲)	私立幼稚園等に通園する園児の保護者に対し、補助金を交付することによって保護者の負担軽減を図る。	実施中	継続
6	認定こども園(再掲)	認可保育所の保育機能と幼稚園の幼児教育機能を一体的に提供する。	未実施	実施 1か所
98	幼児対象子育て支援事業	幼稚園の園庭を定期的に開放し、幼児に集団で遊ぶ機会を与え、その遊びを通して社会性の基礎を養うとともに、保護者同士の交流を図る。	実施中	継続
99	おはなしの会	乳幼児から小学生まで及びその保護者を対象に、絵本や紙芝居の読み聞かせ、パネルシアター、手遊びなどを実施する。	実施中	継続
100	幼稚園・保育所等と小学校との連携	幼稚園・保育所等と小学校との間で、円滑な接続と連携を図る取組を行う。	実施中	継続



3 - 3 家庭や地域の教育力の向上

楽しい子育てを実現する学習機会を充実し、家庭の子育て力・教育力の向上を支援します。

また、地域ぐるみで子どもを育てる意識を醸成し、地域住民の関心を喚起して地域全体で子どもの健全育成を進める体制づくりを進めます。

(1) 家庭教育の充実

項目番号	事業	事業内容	現状 H26年度	目標 H31年度
101	家庭教育講座	家庭は子どもの人間関係の基礎を培う重要な場であることから、保護者と子どもの基本的な信頼関係を形成する目的で、講演会及び実習会等を開催し、家庭教育への支援を行う。	実施中	継続
102	「家庭の日」普及の広報・啓発	青少年の健全育成について、家庭が最も大切な役割を持つという認識から、家庭がその機能を十分に発揮できるためのきっかけづくりとして、毎月第一日曜日を「家庭の日」として位置付け、普及について広報・啓発する。	実施中	継続
52	パパとママのマタニティークラス(母親学級)(再掲)	妊産婦、配偶者等を対象に、妊娠・出産・産褥期の特徴と健康管理、新生児期の保育等についての講義と実習を行う。また、妊婦を対象に歯科健康診査を行う。	実施中	継続

(2) 地域の教育力の充実

項目番号	事業	事業内容	現状 H26年度	目標 H31年度
103	世代間交流の促進	子どもと高齢者等との交流を通して、世代間交流を促進する。	実施中	継続
104	青少年健全育成講演会	青少年の健全育成のための講演会を実施する。	実施中	継続
105	青少年教室研修会	地域活動のリーダーを養成することを目的に、コミュニケーションゲーム、キャンプ生活技術、ボランティア論等の講義などを習得する研修会を開催する。	実施中	継続

項目	事業	事業内容	現状 H26 年度	目標 H31 年度
106	青少年・青少年吹奏楽団の育成支援	大型楽器等の貸出しを行い、青少年の音楽活動を支援する。	実施中	継続
107	図書館資料の充実	図書館資料の充実を図り、子どもに読書の面白さ楽しさを知ってもらうとともに、知的好奇心の高揚を図る。	実施中	継続
73	学校週5日制対応事業(再掲)	学校週5日制を有効活用するために、子どもたちに体験活動や学習活動の場を提供する。	実施中	継続
87	学校教室等開放(再掲)	学校の教室等を地域住民に開放し、学校を身近な学習・文化・交流の場として活用することにより、社会教育の更なる推進及び学校と地域住民の協力関係の理解と強化を図る。	実施中	継続
108	地域みんなでまちづくり会議	小学校通学区ごとに、自治会や市民活動団体等の意見交換を通して、連携及び交流を図るとともに、市職員もその地域の様々な課題の解決策を考えていく場として、地域みんなでまちづくり会議を開催する。	実施中 4つの小学校通学区で実施	充実 すべての小学校通学区で実施



第4節 子育てを支援する安全・安心な生活環境の整備

4-1 バリアフリーのまちづくり

子育て世帯が安心して外出できるよう、道路や公共施設、公共交通機関、建築物などのバリアフリー化を進めます。

また、子育てに配慮した住まいの確保を支援する観点から、東京都や関係機関に賃貸住宅の供給を要請していきます。

項目番号	事業	事業内容	現状 H26年度	目標 H31年度
109	公共的建築物のバリアフリー化	段差のない安全で快適な出入口や歩行空間の確保等に配慮をした公共的建築物の整備の充実を図る。	実施中	継続
110	道路環境の充実	道路の新設・改良において、通行者の安全を図るため、歩道の切下げや段差の適切な解消について、東京都福祉のまちづくり条例等を遵守し、安全で快適な歩道の整備を進める。	実施中	継続
111	バス交通等の利用環境の充実	市民の日常生活における利便性の向上を図るため、市内循環バス及び乗合タクシーの充実に努める。また、誰もが安心して乗り降りできるようノンステップ車両の導入を推進する。	実施中	継続
112	賃貸住宅の供給促進	市民の多様な住宅需要に対応するため、公的住宅の整備を東京都、東京都住宅供給公社、都市再生機構などの住宅供給主体に要請する。また、都営住宅のパンフレット等の配布及び地元割当ての募集事務を行う。	実施中	継続



4 - 2 安全・安心なまちづくり

子どもが交通事故被害に遭わないよう、安全な道路交通環境の整備を進めるとともに、児童・生徒への交通安全教育を強化していきます。

また、子どもを犯罪等の被害から守るために、小学校下校時の見送り活動及び通学路におけるパトロール活動なども推進していきます。

(1) 安全な道路交通環境の整備

項目番号	事業	事業内容	現状 H26年度	目標 H31年度
113	道路・公園などの都市基盤整備	道路・公園等の都市基盤整備を図り、安心・安全のまちづくりを推進する。	実施中	継続

(2) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

項目番号	事業	事業内容	現状 H26年度	目標 H31年度
114	児童・生徒に対する交通安全教育の推進	認可保育所・幼稚園での道路横断教室、小学校での自転車安全運転教室を開催し、児童・生徒の交通安全意識の高揚を図る。また、中学校でのスクエアード・ストレイト(実体験的教育)の実施も行う。	実施中	継続
115	交通安全教育等実施	学童交通擁護員による小学校での交通安全指導の実施、交通安全教室を開催するとともに、夏期交通防犯映画会を開催し、交通安全意識の高揚を図る。	実施中	継続
116	学童交通擁護員	小学校の通学時に学童交通擁護員を配置し、児童の交通安全の確保と交通安全指導の推進を図る。	実施中	継続
117	通学路合同点検の実施	スクールガード・リーダー、東大和警察署、武蔵村山市(防災安全課及び道路公園課)、武蔵村山市教育委員会、学校教職員及びPTAが、児童の安全のため合同で通学路の点検を実施する。	実施中	継続

(3) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

項目 番号	事業	事業内容	現状 H26 年度	目標 H31 年度
118	スクールガード・リーダーの設置	児童・生徒を犯罪から守るため、スクールガード・リーダーが学校・通学路等の巡回を行う。また、学校や児童、生徒、PTA及び地域の学校安全ボランティアへの指導、安全に関する学校の取組への助言等を行う。	実施中	継続
119	防犯ブザーの配布	児童・生徒を犯罪から守るため、小学校1年生を対象に防犯ブザーを配布する。	実施中	継続
120	安全・安心パトロール活動の推進	子どもの登下校時における安全を確保するため、通学路の点検、公園の巡回などのパトロール活動を実施するほか、見守り番や子ども安全見守り隊等の地域のボランティア団体、関係機関と情報を共有した積極的な安全・安心パトロールを推進する。	実施中	継続
121	東大和地区防犯協会補助金	東大和地区防犯協会が行う防犯対策事業に対して補助金を交付し、防犯対策の強化を図る。	実施中	継続
122	情報提供サービス事業	安心、安全のための犯罪、災害情報等を電子メール（携帯電話、パソコン等）を利用して配信する。	実施中	継続
123	子ども110番ハウス事業	児童・生徒の安全確保のため、昼間在宅していることが多い家庭、商店等を子ども110番ハウスとして登録し、登下校時等の緊急時における避難場所を確保する。	実施中	継続
124	防犯プレートの配布	児童・生徒への見守り、声掛け運動を推進するため、自転車に装着する防犯プレートを配布する。	実施中	継続
125	防災情報マップ作製事業	災害時に備え、避難場所や備蓄倉庫の場所等を掲載した防災マップを再編成、作製し、配布する。	実施中	継続

(4) 被害に遭った子どもたちの保護の推進

項目 番号	事業	事業内容	現状 H26 年度	目標 H31 年度
126	交通災害共済事業	万が一の交通事故被害に備えるため、交通災害共済の加入について広報・啓発する。	実施中	継続

4 - 3 子どもの居場所の確保

「学童クラブ」や「放課後子ども教室」の拡充、児童館の充実等を行い、子どもたちが学習や遊びなどの活動をしやすい環境づくりを進めます。

また、計画的に公園や広場等の整備を行い、子育て環境の充実を図ります。

(1) 子どもの居場所づくり

項目 番号	事業	事業内容	現状 H26年度	目標 H31年度
127	放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	小学生のうち、放課後帰宅しても保護者の労働、疾病等により、適切な監護が受けられない児童を対象に、一定時間組織的に指導し、その危険防止と健全育成に努める。	実施中 13か所	継続 13か所
128	放課後子ども教室の充実	小学校児童を対象に、安全・安心な子どもの居場所を設け、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する。	実施中 6か所	充実 9か所
129	児童館の充実	地域の子どもの遊び場、交流の場として、児童館事業の充実を図る。	実施中	継続
130	学童クラブと放課後子ども教室の連携等	学童クラブと放課後子ども教室の連携を図るため、関係部局の連携、余裕教室の活用及び実施に関する具体的な方策等について放課後子ども教室運営委員会等において検討する。	実施中	継続
131	一体型の学童クラブ及び放課後子ども教室の設置	学童クラブの児童と放課後子ども教室の児童が、同じ活動場所で、同一の活動プログラムに参加できるよう、一体型の学童クラブ及び放課後子ども教室の整備に努める。	未実施	実施 2か所
132	児童館合同事業	市内6館の児童館が合同して事業を行い、児童の交流を促進する。	実施中	継続
133	認可保育所の園庭開放	日時等を指定し、園庭を地域の子どもの交流の場として開放するとともに子育ての相談等を行う。	実施中	継続
134	幼稚園における園庭・園舎の開放	子育ての相談や未就園児の親子登園等を推進する。	実施中	継続

(2) 公園、広場等の整備

項目 番号	事業	事業内容	現状 H26 年度	目標 H31 年度
135	公園・児童遊園・運動広場の整備	より快適で安全な住環境の形成を図るため、市民が気軽に集い、憩える公園等の整備を進める。	実施中	継続
136	屋外学習体験広場	屋外体験広場の維持管理を行う。	実施中	継続

第5節 支援が必要な子どもと家庭への取組の推進

5 - 1 児童虐待の防止の推進

「児童虐待の防止等に関する法律」の周知による児童虐待の防止に努めるとともに、「要保護児童対策地域協議会」や各相談機関が連携して、児童虐待の早期発見・早期対応、アフターケアを図ります。

項目 番号	事業	事業内容	現状 H26 年度	目標 H31 年度
137	児童虐待防止のネットワーク事業	児童虐待の早期発見、早期対応を目指し、要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関との連携による児童虐待防止のネットワークづくりを進める。	実施中	継続
16	子ども家庭支援センター事業(再掲)	要支援家庭をサポートする先駆型の子ども家庭支援センターとして、子どもと子育て家庭の支援に関する総合相談、在宅サービスの提供などの事業を実施する。	実施中	継続

5 - 2 ひとり親家庭への支援

子どもの健やかな成長を妨げることがないように、ひとり親家庭へ福祉サービスなどの支援を行うとともに、個々の家庭状況に合ったきめ細かな支援を行います。

項目 番号	事業	事業内容	現状 H26 年度	目標 H31 年度
138	ひとり親家庭ホームヘルパー派遣事業	小学校3年生までの児童のいるひとり親家庭を対象に、ホームヘルパーを派遣し、その福祉の向上を図る。	実施中	継続

項目	事業	事業内容	現状 H26 年度	目標 H31 年度
139	児童扶養手当	18 歳に到達した年度末までの児童(児童に障害のある場合は 20 歳未満)を養育しているひとり親家庭の母(父に重度の障害がある場合を含む。)又は養育者に手当を支給する。	実施中	継続
140	児童育成手当	児童の心身の健やかな成長に寄与することを目的に、ひとり親家庭等で 18 歳に達した日の属する年度の末日以前の児童や 20 歳未満で重度の障害を持つ児童を養育している方に手当を支給する。	実施中	継続
141	母子生活支援施設保護	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、併せて退所した者について相談その他の援助を行うことにより、福祉の向上を図る。	実施中	継続
142	ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭等に対して、医療費の一部を助成し、保護者の負担軽減と保健の向上等を図る。	実施中	継続
143	母子・父子自立支援及び婦人相談員事業	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の相談に応じ、自立に必要な情報提供及び相談指導等、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。	実施中	継続
144	養育家庭への支援活動の広報・啓発	養育家庭支援活動について、その普及を図るため広報・啓発する。	実施中	継続
145	ひとり親家庭への各種制度の広報・啓発	ひとり親家庭の生活の安定と、その児童の福祉を図るため、経済的支援策等各種制度について広報・啓発する。	実施中	継続

5 - 3 障害児施策の充実

乳幼児の障害の早期発見に努めるとともに、学習援助と機会を提供し、地域で一緒に育つ「ノーマライゼーション」の実践を目指します。

(1) 障害の早期発見と家庭での保育の支援

項目 番号	事業	事業内容	現状 H26 年度	目標 H31 年度
54	先天性代謝異常等検査(再掲)	生後 5 日目～7 日目の新生児を対象に、早期発見、早期治療により知的障害などを防ぐ可能性が高い病気(フェニルケトン尿症等の代謝異常及び先天性甲状腺機能低下症など)のスクリーニング検査を行う。	実施中	継続

項目 番号	事業	事業内容	現状 H26年度	目標 H31年度
55	妊産婦・新生児訪問 指導(再掲)	妊産婦・新生児等に対し、助産師又は保健師等が訪問し、妊産婦の健康状態、新生児の発育・疾病予防等について、指導助言を行う。	実施中	継続
56	乳幼児健康診査(再掲)	身体発育、運動機能、精神発達の状況等を診査し、栄養、歯科、育児等に関する指導を実施する。なお、乳幼児健康診査は、3～4か月児、1歳6か月児、3歳児において実施する。	実施中	継続
57	精密健康診査(再掲)	妊婦健康診査、乳幼児健康診査の結果異常があり、精密健康診査の必要が認められた妊婦、乳幼児に対して公費負担で精密健康診査を行う。	実施中	継続
146	障害児福祉手当	心身に重度の障害のある児童に手当を支給し、児童の福祉の向上に寄与する。	実施中	継続
147	心身障害児福祉手当	心身に障害のある児童に手当を支給し、児童の福祉の向上に寄与する。	実施中	継続
148	心身障害児通所訓練 (ちいろば教室)	心身障害児を対象とした日常生活の訓練を行い、社会適応能力を養い、社会参加の支援を行うとともに、保護者への助言や指導など子育ての支援を行う。また、国の補助事業への移行を図る。	実施中	継続
149	中等度難聴児発達支援事業	身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児（聴力レベルが軽度又は中等度）に対し、補聴器の購入費用の一部を助成する。	実施中	継続
150	重度身体障害者(児)住宅設備改善費給付事業	住宅の重度身体障害者(児)に対し、居住する住宅設備改善工事に要する費用を給付する。	実施中	継続
151	障害者(児)日常生活用具給付事業	障害者(児)に特殊寝台、移動用リフト等、日常生活用具を給付する。	実施中	継続
152	心身障害者(児)ガソリン費等助成事業	心身障害者(児)が使用する自動車の運行に要するガソリン費及び軽油費の一部を助成する。	実施中	継続
153	福祉タクシー事業	電車、バス等の交通機関を利用することが困難な心身障害者(児)が、市と福祉タクシー事業に係る契約を締結した事業所のタクシーを利用する場合にその利用料金の一部を助成する。	実施中	継続
154	心身障害児医療費助成事業	心身障害児に係る医療費の一部を助成する。	実施中	継続

(2) 学習等援助と機会の提供

項目 番号	事業	事業内容	現状 H26 年度	目標 H31 年度
155	特別支援教育巡回相談	各学校からの要請に応じて小・中学校を巡回相談員が巡回し、行動観察等により児童・生徒一人ひとりのニーズを把握し、必要とする支援の内容と方法等について、適切な助言を行う。	実施中	継続
156	特別支援教育支援員	学校生活を営む上で支援を必要とする障害のある児童又は生徒が在学する学校に、当該児童生徒の介助その他の支援を行う特別支援教育支援員を配置する。	実施中	継続
157	特別支援学級	小中学校に障害種別に応じた特別支援学級を設置し、充実した教育の実施を図る。	実施中	継続
158	介助員	特別支援学級に介助員を配置し、効率的な授業運営を図る。	実施中	継続
140	児童育成手当(再掲)	児童の心身の健やかな成長に寄与することを目的に、ひとり親家庭等で18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童や20歳未満で重度の障害を持つ児童を養育している方に手当を支給する。	実施中	継続
159	特別児童扶養手当	20歳未満で日常生活に著しい制限を受ける状態にある児童を監護し、又は養育している父母又は養育者に対し、手当を支給する。	実施中	継続
160	心身障害者(児)スポーツ教室	心身障害者(児)を対象にグラウンドゴルフ教室等を実施する。	実施中	継続
161	障害者就労支援センター事業	障害者(児)の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害者が安心して働き続けることができるよう、就労面と生活面の支援を実施する。	実施中	継続